平成２７年（フ）第１５号
北海道登別市千歳町１丁目10番地14、開始決定時の住所北海道登別市千歳町６丁目35番地６
破産者　藤原　　高
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
北海道標津郡中標津町東当幌12番地２
破産者　中本　哲男
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第２６４号
盛岡市小鳥沢１丁目18番７号
破産者　山本　智子
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１４２１号
横浜市西区中央２丁目14番２―503号
破産者　渡邉沙穂利
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４号
岐阜県大垣市新長松１丁目58番地　棚橋ハイツ１　南東号室
破産者　松野　義勝
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
岐阜県海津市海津町立野254番地、住民票上の住所岐阜県海津市海津町立野283番地
破産者　川崎とも子
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１２８４号
京都府京都市山科区椥辻東潰１番地１山本グランドハイツ501、開始決定時の住所京都府京都市山科区椥辻番所ケ口町172番地10
破産者　児玉　洋子
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６０６号
京都市右京区宇多野福王子町51番地８
破産者　藤原工務店こと　藤原　　等
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４０号
岡山県倉敷市川入882番地68
破産者　池元食品こと　池元　義太
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
広島県東広島市西条中央３丁目35番５号　カーサ石が瀬Ｂ101号
破産者　中村　和博
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９１号
熊本県宇土市新開町753番地２、前住所熊本県宇土市笹原町32番地１
破産者　本田　一一
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３３号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目９番21号
破産者　税所　誠一
1　決定年月日　平成28年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可決定

平成２７年（フ）第４１６号
兵庫県尼崎市御園３丁目13番16号第３カシノハイツ301
破産者　三野　由美
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５８０号
兵庫県西宮市今津曙町12番18―405号
破産者　高平　育代
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１号
兵庫県朝来市和田山町比治260番地
破産者　笠垣　一子
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第５５１号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台45番地３
破産者　刀禰川竜也（旧姓三苫）
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３６号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿59番地４（１―304）
破産者　佐藤　佳映（旧姓瓜生）
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５４２号
北九州市小倉北区砂津１丁目２番21―302号
破産者　田中　恵理
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５４６号
北九州市八幡東区尾倉３丁目４番６―203号
破産者　久保田晃代
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５５３号
北九州市八幡西区田町２丁目８番２号
破産者　西田　奈央
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６８号
北海道美唄市東１条南３丁目１番29―301号
破産者　五十嵐　隆
1　決定年月日　平成28年１月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部